

## 委員等から部会に提出された意見書

(固有課題克服のための行財政システムの  
強化・拡充及び政策金融の活用)  
(計画の効果的な推進)



(別紙 2-1)

意見書様式(修正文案用)  
(新たな振興計画(素案)に対する意見)

提出先の部会 : 総合

氏名 : 村上尚子

委員 ・ 専門委員

所属部会名 : 総合部会

| (素案) |     |           | 本 文  | 意 見(修 正 文 案 等) | 理 由 等   |
|------|-----|-----------|--|----------------|---|
| 章    | 頁   | 行         |  |                |   |
| 5    | 185 | 27~<br>29 | これら特別措置は、離島地域など特殊事情による「不利性」の解消に寄与し、沖縄振興を推進する上で有効に機能してきた。しかしながら、未だ「不利性」の解消が不十分な地域もある。 |                | 「不利性」とあるが、その意味について明示したほうが良いと考えます。前項には特殊事情や条件不利性について書かれている部分があるが、本項目内においても明示するのが良いと考えます。 |
|      |     |           |  |                |   |
|      |     |           |  |                |   |

※様式のデータはあらかじめメールでご案内しておりますが、県ホームページへも掲載しています。

※意見については、郵送、FAX又はメールにて、各回の会議開催1週間前までに、提出先の部会担当者あてに提出願います。

※切を過ぎてしまいますと、翌々回の会議における対応となりますので、あらかじめご了承ください。

(別紙 2-1)

意見書様式(修正文案用)  
(新たな振興計画(素案)に対する意見)

提出先の部会：                    総合部会                    

氏名：          真喜屋 美樹          

          委員           専門委員

所属部会名：          総合部会          

| (素案) |     |    | 本文                                     | 意見(修正文案等)  | 理由等  |
|------|-----|----|--|--|--|
| 章    | 頁   | 行  |  |  |  |
| 5    | 185 | 27 | 離島地域など特殊事情による「不利性」                     | 特殊事情の背景として、「離島地域」という表現だけではなく、「基地の存在」を加筆してはどうでしょうか？ | この部分は、沖縄進行特別措置法を活用する背景を概観的に記述する部分であろうと思います。すると、沖振法を活用する理由として、「離島地域」であることと同時に、「基地が存在することによる「不利性」があることは明白なので、この点の加筆をご提案します。また、「離島地域」のみを「不利性」の背景とすると、他の都道府県との差異がわかりにくくなり、なぜ、沖縄だけに50年以上も特別法を適用するのかが不明瞭になるのではと思われる。 |
| 5    | 187 | 12 | 地域特性を生かした産業の振興を始め企業利益を地域内に還元する仕組みの構築など | この部分に、「地域内産業連関の形成」を加筆してはどうでしょうか？                   | 地域特性を生かした産業を振興し、さらに、それを種として地域内で産業連関を形成し、第1次産業から第6次産業までを達成できることが、自立経済へと結びつくものと思われます。例えば、読谷村が紅芋で村おこしをした事例が、地域内産業連関を形成した成功例と思われます。  |

※様式のデータはあらかじめメールでご案内しておりますが、県ホームページへも掲載しています。

※意見については、郵送、FAX又はメールにて、各回の会議開催1週間前までに、提出先の部会担当者あてに提出願います。

×切を過ぎてしまいますと、翌々回の会議における対応となりますので、あらかじめご了承ください。